



宇和島市吉田町の被災地で白川よう子党四国国政対策委員長ら(7月11日)

災害直後の大洲市徳森住宅(7月16日)

西日本豪雨災害による被災にお見舞い申し上げます

あなたの

お悩み、ご要望を

お聞かせください

お役立ち情報▼多く寄せられているご質問にお答えします

質問

床下に流れ込んだ泥を除く作業には補助はないのですか？

お答え

あります。全壊家屋や宅地内に残った土砂まじりがれきの撤去費用は、全額公費負担ができ、自費で撤去した場合も事後に償還手続きができます。災害救助法適用外の自治体にも当てはまります。(環境省が災害等廃棄物処理事業の活用を都道府県に連絡)

質問

床上浸水ですが半壊と認定されました。この家は住めなくなっているのに、全壊の罹災証明にしてもらえないのですか？

お答え

2次調査を請求できます。「畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を喪失している場合等には、一般的に『大規模半壊』又は『全壊』に該当」、「浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、『全壊』と同様に扱う」(内閣府政策統括官「防災担当」の通知・平成16年10月28日)

質問

浸水した家を解体したいが補助が出ますか？

お答え

可能です。「悪臭がひどく、やむをえず解体する半壊住宅も現場の状況を確認し、迅速な処理に向けて検討する」との答弁があります。(渡嘉敷環境副大臣)

質問

罹災証明や被災証明は今からでも発行してもらえますか？

お答え

急いで下さい。宇和島市では「9月末頃」となっています。いつまでに申請しなければならぬかを各自自治体に確認した上、早めに手続きをする必要があります。被災状況の写真を撮っていない場合も、上空から撮った写真や近所の家の写真に写り込んでいたり、隣近所の浸水状況からの推定で認められる場合もありますので、あきらめないで申請しましょう。

質問

被災者には医療の減免があると聞きました。くわしく教えてください。

お答え

対象は、災害救助法が適用された自治体の国保加入の被災者で、住宅の全半壊・全半壊・床上浸水やこれに準ずる被災、収入がなくなったなどに該当する人です。収入・資産は問われません。罹災証明がなくても受けられます。県外の医療機関にかかった場合も対象です。期間について、厚生労働省の担当者は、「自治体が減免が必要と判断する限り、国は財政支援していく」と表明しています。



避難所で要望を聞く田村智子参院議員と田中克彦県議(7月16日)



災害救援募金を呼びかける秋本けいこさんら党今治市委員会の人たち(8月24日)

教育

教育については、被災で、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する小・中学生の就学援助措置、高等学校授業料等減免措置などがあります。

- その他くわしくは各自自治体の窓口にお問い合わせください。

農業

農業に対しては、壊れたハウスなどの撤去については、災害廃棄物処理事業の対象にしてもらうよう市町に相談を。農機具被害などに、「経営体育成支援事業の支援対象や補助率を速やかな具体化にむけて自治体と連携し、被害状況に応じて早急に検討していく」との答弁(谷合正明農林水産副大臣)がありますから市町に相談しましょう。

中小企業

被災した複数の業者がグループで商業施設の復旧などに取り組むことを4分の3の補助で支援する「グループ補助金」。残る4分の1も補助を求めましょう。小規模事業者の事業再建を推進するため、経営計画の作成や販路開拓等に取り組む費用を支援する「被災地域販路開拓支援事業」もあります。国の補助率は3分の2。

岡山、広島、愛媛の各県に所在する事業者には200万円を上限に補助されます。豪雨の影響を受けた商店街アーケード、共同施設、街路灯の改修、商店街のにぎわい創出事業にかかる費用を支援するため、補助者負担は4分の1または2分の1。上限100万円の「商店街災害復旧事業」もあります。

● 日本共産党の地方議員や、事務所にもお気軽にご相談ください(下記)。

日本共産党愛媛災害復興支援センター
(日本共産党愛媛県委員会内)
☎089-943-5971 FAX089-947-2602
日本共産党東予地区委員会
☎0897-43-6100 FAX0897-43-0584
日本共産党中予地区委員会
☎089-947-2411 FAX089-947-2417
日本共産党南予地区委員会
☎0895-22-3487 FAX0895-23-2815

愛媛県議会議員 田中克彦 ☎080-6391-8065
四国中央市 青木永六 ☎090-3185-8189
三好平 ☎090-1324-7029
飛鷹裕輔 ☎080-6380-7074
新居浜市 岡崎博 ☎090-6282-5823
井谷幸恵 ☎090-9458-2435
西条市 青野貴司 ☎080-6399-9504
山地美知一 ☎090-8282-7119

今治市 松田澄子 ☎090-9773-0249
上島町 寺下満憲 ☎090-7975-6212
松山市 小崎愛子 ☎090-2821-9651
杉村千栄 ☎080-6391-8064
東温市 森真一 ☎090-8283-4096
砥部町 佐々木隆雄 ☎090-1000-3590
松前町 金沢浩 ☎090-9775-7178

内子町 関根律之 ☎090-8282-8290
大洲市 梅木加津子 ☎090-7575-3442
八幡浜市 遠藤綾 ☎090-9975-1463
伊方町 遠藤素子 ☎080-3162-7974
西予市 片岡一記 ☎090-8694-9151
宇和島市 坂尾真 ☎090-3180-6989
愛南町 西口孝 ☎090-1577-8146